

まん延防止等重点措置 延長に伴う教育関係の対応

1. 概要

◆ 期間 5月12日(水)から 5月31日(月)まで◆ 対象 **県立学校**

2. 対応

継続する取組

①	感染予防の徹底	・健康観察の更なる徹底(体調不良の際は登校させない) ・手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用 ・授業等は十分な感染症対策の下で実施 ・食事中の会話禁止(会話は食事後にマスク付けてから)
②	登下校時の3密の回避	電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げの実施
③	修学旅行等の泊を伴う校外行事	修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断
④	児童生徒の心のケア	・教職員に対し、改めて適切な対応を指導 ・相談窓口の周知徹底
⑤	家庭へのお願い	規則正しい生活習慣の徹底、不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅、会食等の自粛など

～ 市町村教育委員会への要請 ～

- ① 感染予防の徹底 ③ 修学旅行等の泊を伴う校外行事の適切な対応
 ④ 児童生徒の心のケア ⑤ 家庭へのお願い

取組の強化

“部活動の限定的実施”

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
平日 週2日以内	90分 程度	禁止	禁止

- **休日の活動禁止**
- **更衣場面・下校時等部活動以外における感染防止の行動を徹底**
- 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は行わない

※対外運動競技大会・コンクール等に出場する場合は、怪我・事故防止の観点から、県の部活動方針に基づく活動を大会等14日前から認める。

【活動例】

- 個別に行う最小限の活動
 - ・基礎トレーニング ・シュート練習 ・フォーム練習など
- 楽器や楽譜、プリント類の共有をしない活動